

4. いじめの早期発見・早期対応・長期にわたる見届け

- 【教師】 ①生徒とともに過ごす時間を増やし、生活の記録等の活用や教育相談を充実させることで、生徒や保護者との信頼関係をつくり、小さな変化に敏感に気付けるよう努めます。
- ②日常的な声かけ、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に活かすように努めます。
- ③人権・いじめに関する研修を通して、人権感覚などを磨き、適切な対応が取れるようにします。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあることなどを周知、確認していきます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 等

- 【生徒】 ①「いじめについて考える」生徒集会を開き、「事例」を用いて日常のあらゆる言動をふり返り、身の回りから「いじめ」だけでなく「いじわる」を無くしていけるよう指導します。
- ②学級においても仲間を大切にした言語環境が整うよう、「那加中人権宣言」を活用したふり返りを行い、日常の言動が相手の立場に立ってできるよう繰り返し指導します。
- ③「インターネットを通じて行われるもの（パソコンや携帯電話等を通して誹謗中傷を書き込んだり、SNS等を利用してメール送ったり仲間外れすることを意味する。）については、生徒自身が意図しなくても、内容・表現等によって、当てを傷つけてしまうこともあることも指導していきます。

5. いじめ問題発生時の対応

- 【教師】 ①いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
- ②いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたります。
- ③定期的実施するアンケートや生活ノート、生徒からの相談によっていじめを発見した場合、教職員は速やかに主任・管理職に報告し、学校内で情報共有します。校長の指導のもと、学校の組織的な対応が図れるようにします。特に、いじめに係る情報を抱え込み、個人で動くことの無いように教職員への周知をしていきます。
- ④学校外の相談窓口（市少年センター、子育て支援課、あすなろ相談室、中央子ども相談センターや、市教育センター「すてっぷ」）と協力し、電話や面接相談を通じて問題の解決に努めます。
- ⑤アンケートの質問票原本等一次資料保存の保存期間は、最低でも当該生徒等が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等二次資料及び調査報告は、指導要録と同じ保存期間を5年する。